

「令和7年度外国人受入・定着支援業務」ご質問への回答

質 問	回 答
(P3 (2) 伴走型の採用・定着支援) 企業負担額の流れについて) 「支援に係る費用のうち、半額を当該事業の委託費により充当し、～」とありますが、支援費の請求・入金の流れについては下記の理解でよろしいでしょうか。 例) 受入支援・定着支援が行われた月に当社から企業へ半額分を請求し、企業は当社に入金。残りの半額分については年度末の精算時に札幌市から当社に入金される。	各受託者の利用企業への請求時期・サイクルについては原則受託者にお任せする予定です。 本市から受託者への事業費の支払についても各受託者の希望を踏まえて決定します(毎月、四半期、半期、一括払いなど。※いずれの場合も後払いとなります)。この際、支援費分を除く予定はありません。 支援費の精算(減額)については3月18日時点の状況により決定し、原則最終支払回にて調整します。
(P4 イ 委託費を充当する対象経費) 「原則、紹介料、受入支援に係る各種手数料等の経費、入国に係る渡航費及び国内の移動に係る経費、～」とありますがこれらは「受入支援」と「定着支援」の必須支援に全て入れるということでしょうか?それとも、委託費の対象ではあるが、必須にするかオプションにするかは提案次第となりますでしょうか。	本事業においては初めて特定技能外国人を採用する企業を対象としていることから「P5 オ 受入支援」及び「P6 カ 定着支援」に記載の支援は全て実施することを基本とし、それに伴う費用も発生する想定です。 ただし利用企業の希望により支援が不要な項目がある場合は、当該経費を減額することは問題ありません。
(P5 オ 受入支援) 受入支援費の設定と支援可能な人数について) 「～20,125千円(税込)とし、この金額で支援可能な人数(50人以上)～を示すこと」とありますが、下記の場合はどのように考えればよろしいでしょうか。 想定する支援費用(委託費充当額)が支援費の予算額(20,125千円)を下回る場合、あくまで事業費に合わせた受入目標人数設定が必要なのか、それとも事業費を下回る計画を提出してもよろしいのでしょうか。 ※受入支援費は実績に基づく平均額等を使用すると理解しております。	本事業の受託者選定において一般競争入札ではなく企画提案方式を選択している背景としては、当該予算の範囲内で、可能な限り利用企業に手厚く細やかな支援をしていただける事業者、多数の利用企業を支援いただける事業者を選定するためです。 事業費を大きく下回る提案を禁止するものではありませんが、上記背景を踏まえ、支援内容の拡充や目標人数の引き上げをご検討いただけますと幸いです。
(P6 カ 定着支援) 「～支援内容及び利用料を提案すること」とありますが、当該項目の(ア)～(エ)は必須で行う支援内容と理解してよろしいでしょうか?すべてが必須の場合、企業が「受入支援」のみを希望することは可能でしょうか。 また、上記以外に実施する定着支援は全てオプションメニューとなるのでしょうか?	上記対象経費についての回答のとおり、(ア)～(エ)は原則実施する支援内容となりますが、利用企業の希望により支援が不要な項目がある場合は当該経費を減額することは問題ありません。 また、必須項目以外の支援についても選択制とせずにパッケージに含めることは可能です(ご提案次第となります)。

(P6 カ 定着支援) 「～、定着支援期間についての下限及び上限は設定しない」とありますが、当該項目（ア）～（エ）の期間を提案するという理解でよろしいでしょうか。（例えば、（ア）定着支援の「1 カ月に1回以上の面談」を入国後3か月続ける、等）	定着支援期間は原則履行期間終了までを想定しているため、期間についてご提案いただく必要はありません。積算においては6か月間分の支援費を見込んでいただくようお願いします。
(P6 カ (ウ) コミュニティ形成) 「日本人との交流促進及び当該事業に参加する外国人同士（受託者によらず、当該事業全体）～」とあるが、もし一方の事業者がイベントを企画した場合、もう一方の事業者はどこまでの協力が求められますでしょうか。当該事業で支援した外国人への周知程度でしょうか。	各受託者及び本市との三者協議により決定しますが、提案のあったイベントをそれぞれが開催する場合、もう一方の事業者に最低限実施いただくのは周知協力程度を想定しています。
(P7 (3) ア 事例集（冊子）の作成) 事例集（冊子）の作成について、納品期間などの記載がありませんがいつ頃の作成を予定されておりますでしょうか。	履行期間内に配架・Web ページへの掲載が済めば問題ありません。
(P11 (7) その他) 「～企業開拓・営業担当者、支援担当者等については各項目の支援費等を含むものとし～」とありますが、それらの交通費や宿泊費についても人件費同様「支援費等を含む」のでしょうか。	お見込みのとおりです。
(別添2-1) セミナー開催実績について 外国人採用に関するセミナーを開催した実績があり、特に分野を制限せず全分野を対象に実施した場合、それは全ての分野で開催実績ありとしてよいでしょうか。	本事業において予定する「分野を絞ったセミナー」に対応可能な場合はA（開催実績あり）、対応不可の場合はD（対応予定なし）を選択いただくようお願いします。
プロポーザルの管理費とは具体的にはどのようなイメージのものでしょうか？	P11-10 (7) ウについて 一般的には消耗品費等、細かく項目立てして計上しきれないものを「管理費（＝その他の経費全般）」として計上いただくことが多いようです。 なお、特に必要が無ければ記載する必要はありません。
・関係機関とは公的機関等を指すのでしょうか？ ・「関連機関」とは、どのような機関をイメージしておりますでしょうか。	P11-10 (7) アについて 公的機関・民間機関問わず「自社であれば、このような機関とこのような連携ができる」という内容をご提案いただきますようお願いいたします。

10P10-(5) 独自提案をする際の追加メニューですが、サービス実施のタイミングより、“受入・定着支援”の予算内に組み込むべきか、もしくは 10P (7) -ウ-⑤”その他”に組み込んで良いのでしょうか？	ご提案の内容にもよりますが、原則①～③の事業経費部分（採用・定着支援にあたっての独自提案であれば「②採用・定着支援」）に計上いただくことを想定しております。
担当分野以外の業種は対象外となるのでしょうか？	P2-5 (1) ウ セミナー内容において、「実施する分野は受託する 2 事業者間で重複しないよう調整し、後日札幌市が指定する。」と記載しているのは、あくまでセミナーの実施分野についてとなります。 (2) 採用・定着支援及び (3) 好事例の発信において分野の指定は行いませんので、「対応分野・支援実績等（仕様別添 2）」の①対応分野シート（下段）に記載いただいた紹介・支援分野がそのまま対象となります（受託する 2 事業者で重複することも考えられます）。
もともと自社が企業負担無しで提供しているサービスに関しても、企業折半で設計する必要でしょうか？ また、企業折半なしの場合、事業委託費をそのまま充当する事は可能でしょうか？	無料サービスを有料化する必要はありませんが、P3-5 (2) 「支援に係る費用」は P8-7 に記載のとおり「企業へ発行した請求書、請求内訳書、領収書の写し等の関係書類」等により確認するため、企業負担のないサービスについては委託費の充当は認められません。
「支援対象の全てが～留意する事」会社として、見込み支援人数が 50 名以下の場合はオプションメニューに支援費を充当する事はできないという事でしょうか？	P5-5 (2) オ 受入支援について 支援人数は 50 人以上の設定が必須のため、ご質問に記載の「50 名以下の場合」という状況は想定しておりません。仕様に記載のとおり、オプションメニューに委託費を充当する場合は、支援対象の全てが利用した場合でも 50 人を下回らないよう（49 人以下とならないよう）構築いただく必要がございます。仮に固定の支援費×50 人で支援費の予算額（委託費 20,125 千円、企業からの支払額と併せて 40,250 千円）に達する場合は、追加のオプションメニューに委託費は充当できないこととなります。
P10 10(2) エ パネリスト等というのは行政書士や大学講師のイメージとなりますでしょうか。 また、多国籍のパネリストを選定しなければいけないということでしょうか。	当該記載については P3 5(1) ウ(イ)「提案分野において既に特定技能制度により外国人を雇用している企業もしくは就労中の特定技能外国人登壇による好事例紹介」において登壇する方（「エ 講師等」に記載の「企画提案者による支援を受けた者（企業・特定技能外国人のいずれでも可。提案にあたり、内諾を得ること）」に該当）を想定しております。 なお、セミナーの形式（講演形式 or パネルディスカッション形式等）も含めご提案次第となりますので、複数の登壇者を必須としているものではありません。

P10 10(2) オ 参加企業目標数は「50 社以上」との認識で問題ないでしょうか。	お見込みのとおり、(P3 5(1)ケ 参加企業の目標数)「来場・オンラインによる参加計 50 社以上」となるようご提案いただきますようお願いします。
P7 (3) 事例の作成は事業者側が行い、配架は札幌市の指定する業者が行うという認識で問題ないでしょうか。	事例集の作成・周知は以下のとおりとなります。 ※実際には三者協議の上で進めます。 ●事例集デザイン・印刷ありの受託者…A ・自社（A）の支援事例から 4 事例ピックアップし、記事のテキスト・写真データを用意。 ・事例記事以外のページを作成。 ・上記について市からの校正に対応。 ・B 分を含め事例集の形に冊子デザイン。市承認後印刷。 ・A への事例集納品後、A による配架（一部、市有施設等への配架については雇用労働課から発送する場合あり）。 ●事例集デザイン・印刷なしの受託者…B ・自社（B）の支援事例から 4 事例ピックアップし、記事のテキスト・写真データを用意。 ・上記について市からの校正に対応（企業への確認等）し、承認後 A にデータ提供。 なお、冊子印刷について再委託することも考えられますが、配架は依頼文等を添付するため、印刷業者からの直接発送はなじまないものと考えています。